

大月法人会だより

かつら川

No.166

第13回法人会
全国女性フォーラム
山梨大会
平成30年4月12日(木)
アイメッセ山梨



▲河口湖大池公園周辺（昭和30年：写真のオリेंट提供）

▼現在の大池公園周辺

主な目次

平成29年新春講演会・賀詞交歓会	2
大月税務署管内関係民間団体長会	2
正副会長会・理事会	3
支部活動報告	3
青年部会活動報告	4
女性部会活動報告	5
平成29年度年間予定表	11
平成29年度助成事業・募集のお知らせ	12
税務署からのお知らせ	14
e-Tax推進協議会からのお知らせ	16
第36回神社めぐり（山神社）	17
健康情報（免疫力の高め方）	18
特別講演会・富士吉田支部セミナーの案内	20



消費税期限内納付
法人会一声運動



平成29年 5月1日 発行

（国税庁e-Taxキャラクター イータ君）大月法人会はe-Taxを推進しています。

新春講演会・賀詞交歓会

一月十八日(木)、ハイランドリゾートホテル&スパに於いて、「平成二十九年新春講演会・賀詞交歓会」を開催しました。

新春講演会は、大月税務署の松代孝廣署長に、「税務署の仕事」と題して、国税庁の機構に始まり、大月税務署の概要・部門別の仕事について説明。また管内関係民間団体の各概要にまで踏み込んで説明して頂くなど、今後の法人会活動に大変参考になる有意義な講演でした。



賀詞交歓会では、外川凱昭副会長の国税庁長官表彰受彰披露に続き、女性部会コーラス部の清々しい歌声が場内に響きわたり、拍手喝采の後開会、細谷会長から、「地域並びに税のオピニオンリーダー」として、税務行政への協力・租税教育の充実・地域社会への貢献を果たすべく、積極的に活動していく」と年頭の挨拶があり、大月税務署、東京地方税理士会大月支部、大同生命保険、アフラック、AIIU保険の方々に来賓に迎え、約百六十名が新年のスタートを祝いました。



関係民間団体長会 東京国税局長との意見交換会

一月二十五日(木)、大月税務署二階共用会議室に於いて、大月税務署管内関係民間団体長会及び東京国税局長と団体長との意見交換会が開催されました。各団体の活動及び税務行政全般について、岡田国税局長と活発な意見を交換。団体長会では、平成二十八年分確定申告に係る協議の他、各団体及び税務署から連絡・報告がありました。



全法連税制セミナー

平成二十九年二月十四日(火)、「平成二十九年税制セミナー」がハイアットリージェンシー東京に於いて開催されました。

第一部は、財務省の矢野康治審議官が、平成二十九年度税制改正のポイントを解説しました。

第二部では、慶應義塾大学の土居丈朗教授が、「今後の税制改革と財政再建の行方」と題する講演を行いました。

副会長・税制委員長 外川凱昭

全法連事務局セミナー

三月十六日(木)、ハイアットリージェンシー東京で開催されました。



(3)

第一部は、国税庁課税部の飯守法人課税課長が、「法人会との連携・協調について」と題し、税務行政の変遷等、国税庁の現状等、法人会との連携・協調について説明。

第二部では、全法連の小林事務局長が、「改選期における総会・理事会運営等の留意点について」と題し、解説。

第三部では、加藤弁護士より「個人情報保護法の改正と中小企業の対応について」、全法連鈴木事業部長より「個人情報取扱に関する留意事項について」と題し、今年五月三十日改正施行される個人情報保護法に関して対応方法及び取扱いの留意事項を説明。

正副会長・支部長合同会議 平成二十八年度第三回理事会

三月二十二日(水)、午前十時・十一時より大月法人会館に於いて開催。

審議事項については、全項承認されました。

議 事

(審議事項)

第一号議案 平成二十九年度事業計画 (案) 承認の件

第二号議案 平成二十九年度収支予算 (案) 承認の件



第三号議案 全法連・県連功労者表彰の件

第四号議案 第6回定時総会開催の件

第五号議案 任期満了に伴う役員改選の件

第六号議案 県連役員候補者推薦の件

(報告事項)

一、前回理事会開催以降の事業報告及び代表理事・業務執行理事の職務執行状況報告について

二、今後の主要事業について

三、平成三十年度税制改正に関するアンケートについて

平成二十九年 度第二回正副会長会・理事会

四月二十六日(水)、午前十時・十一時より大月法人会館に於いて開催。

審議事項については、全項承認されました。

議 事

(審議事項)

第一号議案 平成二十八年度事業報告承認の件

第二号議案 平成二十八年度収支決算報告承認の件、並びに監査報告

第三号議案 平成二十九・三十年度委員会委員推薦の件

第四号議案 第6回定時総会開催の件

第五号議案 個人情報保護に関する



基本方針及び個人情報取扱規程制定の件
その他
第六号議案

(報告事項)

一、役員就任承諾書等の提出について

二、全国女性フォーラム鹿児島大会参加報告

三、富士吉田支部セミナー開催について

四、「個人情報保護法の改正と取扱い5つの基本ルール」セミナーの開催について

支部活動報告

上野原・大月・都留支部 合同セミナーの開催

二月十四日(火)、アピオプラザ都留に於いて開催。一般含め百三名が出席しました。



第一部経済セミナーでは、野村證券(株)シニアファイナンシャルアドバイザーの王前洋司氏が「日本の未来像」～地域の未来を良くするために、時代の流れを読み解け!～と題して講演。

第二部の特別講演会では、落語家に扮したところ亭久茶氏(行政書士きざき法務オフィス代表木崎海洋氏)が、「落語で学ぶ相続・遺言と事業承継」と題して講演。どこの家庭でも起こりうる相続や事業承継にまつわる問題の解決法を落語風に面白く解説。堅くて難しいテーマを笑いながら楽しく学ぶことができました。



都留支部役員会

平成二十九年二月二十一日(火)
チュウイール



富士吉田支部

正副会長・支部長会議

平成二十九年三月六日(月)
都留信用組合本店



大月支部役員会

平成二十九年三月七日(火)
大月法人会館



青年部会活動報告

年末チャリティー収益金寄付



平成二十八年十二月十六日開催の、青年部会・女性部会合同年末チャリティーにおける収益金十万八千円を十二月二十一日(水)、青年部会伊東富士吉田支部長、女性部会志村部会長・横打富士吉田支部長にて、社会福祉法人富士吉田市社会福祉協議会へ寄付しました。

青年部会特別研修会

四月十四日(金)、恒例の青年部会親睦ゴルフ及び特別研修会を開催。

親睦ゴルフは「都ゴルフ倶楽部」に於いて十二名が参加し、快晴で桜が満開の中、自然を満喫しながら和やかにプレーできました。



税務研修会は午後五時半から大月駅前「濱野屋」を会場にして、総勢二十三名が出席し、大月税務署中山上官より、酒税改革（ビール系飲料や醸造酒類の税率格差解消など）についての解説をして頂き、皆さん身近な問題として興味深く聞いていました。

研修終了後には、小佐野部会長と松代署長にご挨拶を頂き、斉藤統括官の乾杯の発声により懇親会が始まり、業種も年齢も異なるメンバーが意見交換出来る貴重な時間を過ごし、いつもながら大変内容の濃い特別研修会となりました。

青年部会親睦委員長 佐々木弘之

青連協合同研修会・意見交換会

平成二十九年三月十六日(木)

富士レークホテル



役員会

平成二十九年四月二十六日(木)

大月法人会館



女性部会活動報告

女性部会日帰り税務研修会

恒例の女性部会日帰り研修会を二月二十五日(水)に実施しました。先ずは明治座にて、「由紀さおり特別公演」を観賞。第一部「あなたがいれば」は一人で暖簾を守る女将とそれを助ける板前のしっとりした心に染み入る人情物語でした。第二部は私たち参加者の年代に合った魅惑の昭和歌謡で綴るひとときを懐かしく楽しみました。

続いて場所を八王子京王プラザホテルに移し、菊嶋税理士を講師に招



いての税務研修会。「相続税による名義預金」と「企業版ふるさと納税」について勉強しました。

研修会終了後はホテルビュッフェで夕食を楽しみました。

女性部会事業委員長 藤江 一枝

全国女性フォーラム 鹿児島大会

四月七日(金)、第十二回法人会全国女性フォーラム鹿児島大会が、城山観光ホテルに於いて、全国から千七百名を超える女性部会員が参加し盛大に開催されました。

今大会は、山梨が次回開催県連として大会旗の伝達及び次回開催PR

の役割を担い、山梨県連女連協総勢五十一名が参加。当会からは二十一名の部会員と青年部会長、専務理事が参加。特に懇親会での次回開催PRは、志村部会長の山梨の魅力を伝える挨拶に始まり、大月法人会メンバーを中心に「武田節」を披露。続いての会場参加者を巻き込み「甲州よっちゃばれ踊り」は会場をさらに盛り上げ大成功でした。皆さん大変お疲れ様でした。これからは山梨大会に向けての本格的な準備が始まります。部会員はもとより関係各位のご支援とご協力お願い申し上げます。





女連協役員会
平成二十九年二月十七日(金)
ハイランドリゾートホテル&スパ



賀詞交歓会 コーラス部
平成二十九年一月十八日(水)
ハイランドリゾートホテル&スパ



女連協交流会
平成二十九年二月十七日(金)
ハイランドリゾートホテル&スパ



税金絵画お願い
平成二十九年二月八日(水)
都留市教育委員会



女性フォーラム事前PR全体練習
平成二十九年二月十七日(金)
ハイランドリゾートホテル&スパ



女連協交流会打合せ
平成二十九年二月八日(水)
大月法人会館



役員会
平成二十九年四月十四日(金)
大月法人会館



上野原・大月・都留三支部総会
平成二十九年三月七日(火) 二十六名
ホテル鐘山苑



租税教室お願い
平成二十九年四月二十四日(月)
都留市立谷村第一小学校



租税教室お願い
平成二十九年四月二十四日(月)
都留市立禾生第一小学校



女性フォーラム事前PR練習
平成二十九年三月二十日(月)・三十日(木)
大月法人会館にて

富士吉田支部総会
平成二十九年三月九日(木) 十二名
笑顔にて開催

河口湖支部税務研修会及び支部総会
平成二十九年三月七日(火) 七名
富士レークホテルにて開催

コーラス部総会
平成二十九年三月二日(木) 十六名
藍屋にて開催

女連協正副会長会
平成二十八年十二月二十二日(金)
甲府法人会館にて開催

平成29年度普通会費納入のお願い

1. 口座振替ご利用の会員

6月15日(木)にご指定の金融機関口座から振替させていただきます。

2. 振込ご利用の会員

別途、振込のご案内をさせていただきます。振込期限6月30日(金)。

(8)

広報誌封入作業

平成二十八年十二月二十八日(月) 九名
大月法人会館



新年挨拶

平成二十九年一月十日(火) 八名
大月税務署



正副会長会

平成二十九年一月十日(火) 八名
大月法人会館



e-Tax CM撮影

平成二十九年一月二十五日(水)
大月税務署



正副研修委員長会議

平成二十九年二月六日(月) 三名
大月法人会館



確定申告PR(広報車)

平成二十九年二月十四日(火)
大月税務署



広報委員会

平成二十八年三月十日(金) 十一名
大月法人会館



税理士会大月支部賀詞交歓会

平成二十九年一月二十四日(火)
ハイランドリゾートホテル&スパ





監査会
平成二十九年四月二十日(木) 六名
大月法人会館



新設法人説明会
平成二十八年三月十七日(金) 六名
大月法人会館

新入会員紹介

○有限会社金子電気
都留市十日市場九四六一一八
取締役 金子きみゑ

○有限会社シムラ精工
大月市賑岡町岩殿四四七一
取締役 志村 雅男

全法連広報委員会
平成二十九年二月二十三日(木) 細谷会長
全法連会館



決算法人説明会
平成二十九年一月二十六日(木) 十九名
平成二十九年三月十七日(金) 四十八名
平成二十九年四月十九日(水) 十六名
大月法人会館



県連新春講演会
平成二十九年一月十七日(火)
甲府富士屋ホテル



県連賀詞交歓会
平成二十九年一月十七日(火)
甲府富士屋ホテル



県連広報委員会
平成二十九年三月三日(金)
甲府法人会館



県連厚生委員会
平成二十九年二月七日(火)
古名屋ホテル



県連総務委員会
平成二十九年三月八日(水)
甲府法人会館



県連組織委員会
平成二十九年三月二十四日(金)
古名屋ホテル



県連税制委員会
平成二十九年三月九日(木)
甲府法人会館



県連研修委員会
平成二十九年三月一日(水)
甲府法人会館

県連事務局長会議
平成二十八年十二月二十日(火)
甲府法人会館

県連正副会長会
平成二十九年一月二十六日(木)
平成二十九年四月十二日(水)
甲府法人会館



県連理事会
平成二十九年三月二十三日(木)
アピオ甲府
平成二十九年四月二十五日(火)
甲府富士屋ホテル

平成29年度説明会予定表

決算法人説明会

開催年月日	曜日	説明会場	対象法人
平成29年4月19日	水	大月法人会館	4月決算法人
平成29年5月18日	木	署大会議室	5月決算法人
平成29年6月16日	金	署大会議室	6月決算法人・7月決算法人
平成29年8月23日	水	署大会議室	8月決算法人
平成29年9月13日	水	署大会議室	9月決算法人・10月決算法人
平成29年11月13日	月	署大会議室	11月決算法人・12月決算法人
平成30年1月18日	木	大月法人会館	1月決算法人・2月決算法人
平成30年3月16日	金	大月法人会館	3月決算法人

新設法人説明会

開催年月日	曜日	説明会場
平成29年6月22日	木	大月法人会館
平成29年9月14日	木	大月法人会館
平成29年12月14日	木	大月法人会館
平成30年3月19日	月	大月法人会館

3月	2月	30年1月	12月	11月	10月	9月	8月	7月	6月	5月	29年4月	
中 県連理事会 上 事務局セミナー	上 関係民間団体長会	中 全法連賀詞交歓会 中 県連賀詞交歓会 下 税理士会員詞交歓会	中 県連事務局会議	中 納税表彰式 中学生税金弁論大会	上 5 全国大会橋本大会 上 関係民間団体事務局大会 下 17 東京府自治体協議会 下 関係民間団体長会 中 県連サッカークラス教室	中 7 県連女子力パワーアップセミナー②	下 県連事務局会議	中 4 県連女子力パワーアップセミナー① 下 関係民間団体長会 中 関係民間団体意見交換会	中 8 6 県連女子力パワーアップセミナー 中 8 東京府自治体協議会 中 東京府自治体協議会 中 東京府自治体協議会 中 東京府自治体協議会 中 東京府自治体協議会	中 31 租税教育推進協議会総会	中 7 全国女性力アップセミナー 中 25 県連正副会長会 中 12 県連正副会長会 中 25 県連正副会長会	中 上部団体の主な事業
中 正副会長会 中 理事会		上 正副会長会 中 正副会長会 下 税務署新年挨拶 下 賀詞交歓会			下 正副会長会 下 理事会	中 総務委員会		中 正副会長 新署長・幹部に挨拶		中 2323 第6回定時総会 中 理事会	中 2626 監査会 中 正副会長会 中 理事会	中 総務委員会
19 新設法人説明会	下 県連組織委員会		14 新設法人説明会	年未調整説明会 都留 上野原 富士吉田 大月		上 14 組織・厚生委員会 新設法人説明会			22 新設法人説明会			中 組織委員会
	上 正副委員長会議 下 県連研修委員会	下 新春講演会				中 研修委員会			19 改正個人情報保護 法セミナー	23 特別講演会		中 研修委員会
16 上 税制セミナー 下 決算法人説明会	下 県連税制委員会	18 決算法人説明会		13 税制改正要望活動 決算法人説明会		中 13 決算法人説明会 税制委員会	23 決算法人説明会		16 中 県連税制委員会 決算法人説明会	18 決算法人説明会	19 決算法人説明会	中 税制委員会
	中 県連厚生委員会					上 組織・厚生委員会		中 県連厚生委員会				中 厚生委員会
上 広報委員会	下 県連広報委員会	1 広報誌「かつら川」 168号発行		上 広報委員会		1 広報誌「かつら川」 167号発行	下 県連広報委員会	上 広報委員会		1 広報誌「かつら川」 166号発行		中 広報委員会 (広報誌編集)
			上 年未特別研修会	中 10 全国青年の集い高知大会 中 標語表彰式 年未調整説明会都留 上野原 富士吉田 大月	中 標語最終選考会 県連サッカークラス教室 下 少年野球大会・野球教室	上 環富士山交流会	中 上 税務署との意見交換会 中 県連連絡協議会 中 標語高校訪問 中 吉田高校・ひがし高校 中 軍士学院高校			23 第6回定時総会	14 税務研修会親睦 中 環富士山交流会担 中 役員会 中 監査会 中 役員会	中 青年部会
	中 県連連絡協議会 役員会・交流会	中 日帰り税務研修会	上 年未特別研修会 中 県連連絡協議会 中 正副会長会	中 年未調整説明会 都留 上野原 富士吉田 大月	中 絵画最終選考会 中 県連連絡協議会	下 役員会	上 県連連絡協議会 中 正副会長会	中 租税教室 木生第一小・ 谷村第一小	中 第14回恵岡河口湖支部 中 租税教室講習会 中 日帰り税務研修会	中 23 第6回定時総会 中 正副会長会	中 2414 全国女性力アップ 中 役員会 中 租税教室・絵画 中 税務第一小・都留市 中 税務第一小・都留市	中 女性部会
下 西桂支部税務研修会 下 忍野支部税務研修会 下 山中支部税務研修会	中 上野原・大月・都留 支部合同セミナー		中 富士急グループ部会 税務研修会	中 中道支部税務 研修会	上 大月支部税務研修会 上 都留支部税務研修会 上 河内支部税務研修会 特別講演会		下 上野原支部税務 研修会		1 富士吉田支部税務 研修会・特別講演会			中 その他部会・支部会

平成29年度助成事業・募集のお知らせ

<助成事業の概要>

地域産業資源を活用した事業又は地域経済活性化を図る活動に対する助成事業

応募期間	平成29年6月1日（木）～6月23日（金）（締切日消印有効）
対象者	山梨県及びその周辺地域に本店又は主たる工場・事務所等を有し、山梨県の地域産業資源を活用した事業又は地域経済活性化を図る活動を行う個人、団体及び中小企業等
助成内容	山梨県の地域産業資源を活用した事業に係る研究開発、製品化、販路開拓等の費用又は地域経済活性化を図る活動に係る費用
助成金額等	1先あたり200万円以内・助成予定先数10先

U・I・Jターンする個人に対する助成事業

応募期間	平成29年5月8日（月）～11月30日（木）（締切日消印有効）
対象者	平成29年5月1日から平成30年4月30日までの間に、U・I・Jターンにより山梨県内の企業へ新たに就職（正規雇用者に限る）し、かつ、山梨県に居住する個人（予定者を含む・なお、山梨県内への住民票移動を条件とする）
助成内容	山梨県内の地域社会繁栄又は地域経済活性化に寄与することを目的として、山梨県内に就職、居住する個人（予定者を含む）に対して、就職や転居に係る費用等
助成金額等	1人あたり20万円・助成予定人数40人

技術等向上に取り組む個人に対する助成事業

応募期間	平成29年11月13日（月）～11月30日（木）（締切日消印有効）
対象者	山梨県に居住し高度な技能・技術・知識向上に積極的に関わり、将来、山梨県内においてこれらの成果を活用しようとする個人
助成内容	山梨県内の地域社会繁栄又は地域経済活性化への寄与を目的として、高度な技能・技術・知識向上のための費用
助成金額等	1人あたり100万円以内・助成予定人数5人

詳細は、募集要項にてご確認ください。

助成金の使途：使途制限はありません。ただし、「起業・創業に対する助成事業」及び「地域産業資源を活用した事業又は地域経済活性化を図る活動に対する助成事業」については、役員報酬及び交際費を除きます。

応募方法：応募申込書に必要事項をご記入のうえ、添付資料等とともに事務局あて郵送してください。

※応募申込書は当財団ホームページからダウンロードして使用してください。

※当財団では、持参での受け付けはいたしません。

選考方法：当財団が調査・検討した後、選考委員会において審査・選考を行い、理事会にて助成先を決定いたします。選考結果は、書面にて通知いたします。

（2017年4月1日現在）

公益財団法人 山梨中銀地方創生基金

公益財団法人山梨中銀地方創生基金では、地方創生に資する取り組みを行う企業・団体・個人等への助成を通じて、地域社会の繁栄と地域経済の活性化に寄与することを目的に、平成29年度助成事業の助成先を募集します。

助成を希望される方は募集要項にて詳細をご確認いただき、ご応募ください。

募集要項は、当財団ホームページ（<http://www.yamanashi-chihouseisei.or.jp>）に掲載しております。

平成29年度助成事業

●起業・創業に対する助成事業

●地域産業資源を活用した事業又は地域経済活性化を図る活動に対する助成事業

●U・I・Jターンする個人に対する助成事業

●技術等向上に取り組む個人に対する助成事業

<助成事業の概要>

起業・創業に対する助成事業

応募期間	第1回：平成29年5月8日（月）～5月31日（水）（締切日消印有効） 第2回：平成29年10月10日（火）～10月31日（火）（締切日消印有効）	
対象者	平成29年4月1日から平成30年3月31日までに山梨県内で起業・創業を予定する、又は起業・創業した法人・個人や、起業・創業を支援する団体等	
助成内容	平成29年4月1日から平成30年3月31日までに山梨県内で起業・創業を予定する、又は起業・創業した法人・個人に対して起業・創業に係る費用	山梨県内で起業・創業を支援する団体等に対して起業・創業支援に係る費用
助成金額等	法人・個人、支援団体とも1先あたり200万円以内 助成予定先数第1回・第2回各10先	

<お問い合わせ先>

公益財団法人 山梨中銀地方創生基金 事務局

TEL：0555-224-1535

〒400-8601 山梨県甲府市丸の内1丁目20-8

受付時間：月曜日～金曜日 9時～17時

URL <http://www.yamanashi-chihouseisei.or.jp>（ただし、祝日・12月29日～1月3日は除きます）

2. 短期間に繰り返して無申告又は仮装・隠蔽が行われた場合の加算税の加重措置の導入

期限後申告等（注）があった場合において、その期限後申告等があった日の前日から起算して5年前の日までの間に、その期限後申告等に係る税目について無申告加算税（調査による更正又は決定の予知後に課されたものに限り、）又は重加算税を課された（徴収された）ことがあるときは、その期限後申告等に基づき課する（徴収する）無申告加算税又は重加算税の額は、その期限後申告等に基づいて納付すべき税額に10%の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とすることとされました。

（注）期限後申告等とは、①期限後申告書又は修正申告書の提出（更正又は決定を予知してされたものに限り、）、②更正又は決定の処分、③納税の告知又は告知を受けることなくされた納付をいいます。

【改正後の加算税割合】（太線枠部分が改正箇所となります。）

加算税の区分	期限後申告等があった日前5年以内に同じ税目に対して無申告加算税又は重加算税を課された（徴収された）ことの有無	
	無	有
無申告加算税	15% 〔20%〕	25% 〔30%〕
重加算税（過小申告加算税に代えて課されるもの又は不納付加算税に代えて徴収されるもの）	35%	45%
重加算税（申告加算税に代えて課されるもの）	40%	50%

（注）〔 〕書きは、加重される部分（50万円を超える部分）に対する加算税割合を表します。

- この加重措置は、平成29年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について、期限後申告等があった場合に適用されます。そのため、平成28年12月31日以前に法定申告期限等が到来した国税に係る期限後申告等に基づき課される加算税には、この加重措置の適用はありません。
- 期限後申告等のあった日が加重措置適用の判定における基準日となるため、基準日から遡って5年以内に無申告加算税又は重加算税が課されたことがあるか否かの判定においては、平成28年12月31日以前に法定申告期限等が到来した国税に係る期限後申告等に基づき課された加算税を含めて判定されます。
- 過少申告加算税及び源泉所得税に係る不納付加算税については、今回の新たな加重措置の適用はありません。

- 国税庁ホームページでは、申告・納税に関する情報を提供しています。
国税庁ホームページ www.nta.go.jp
- ご質問・ご不明な点がございましたら、税務署にお尋ねください。

大月税務署からのお知らせ

加算税制度（国税通則法）の改正のあらまし

平成28年度の税制改正により、国税通則法の一部が改正され、その中で加算税制度の見直しが行われました。改正後の制度は、平成29年 1 月 1 日以後に法定申告期限又は法定納期限（法定申告期限又は法定納期限とみなされる期限を含みます。）（以下「法定申告期限等」といいます。）が到来する国税から適用されます。

- 1 実地の調査に際し、税務署等から納税者に対して、調査に関する一定の事項の通知（以下「調査通知」といいます。）があった場合に、その調査通知以後の修正申告書又は期限後申告書の提出（以下「修正申告等」といいます。）に対して、加算税が課される措置が設けられました。
- 2 短期間に繰り返して無申告又は仮装・隠蔽が行われた場合に加算税の割合が加重される措置が設けられました。

1. 調査通知を受けて修正申告等を行う場合の加算税の見直し

修正申告書（期限後申告に係るものを除きます。）が、調査通知以後に提出され、かつ、その提出が調査による更正を予知してされたものでない場合には、その申告に基づいて納付すべき税額に 5 %（期限内申告税額と50万円のいずれか多い額を超える部分は10%）の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算税を課することとされました。

また、期限後申告書（その修正申告書を含みます。）についても、調査通知以後に提出され、かつ、その提出が調査による更正又は決定を予知してされたものでない場合には、その申告に基づいて納付すべき税額に10%（50万円を超える部分は15%）の割合を乗じて計算した金額に相当する無申告加算税を課することとされました。

【改正後の加算税割合】（太線枠部分が改正箇所となります。）

修正申告等の時期	過少申告加算税		無申告加算税	
	改正前	改正後	改正前	改正後
法定申告期限等の翌日から調査通知前まで	対象外	同左	5%	同左
調査通知以後から調査による更正等予知前まで	対象外	5% [10%]	5%	10% [15%]
調査による更正等予知以後	10% [15%]	同左	15% [20%]	同左

- (注) 1 [] 書きは、加重される部分（過少申告加算税：期限内申告税額と50万円のいずれか多い額を超える部分、無申告加算税：50万円を超える部分）に対する加算税割合を表します。
- (注) 2 更正等を予知してされたものである場合には、調査通知の有無にかかわらず、加算税（調査による更正等予知以後の加算税割合）が賦課されます。

- 「調査通知」とは、①実地の調査を行う旨、②調査の対象となる税目、③調査の対象となる期間の 3 項目の通知をいいます。
- 調査通知前、かつ、更正等予知前の修正申告等については、今回の見直し後においても引き続き、過少申告加算税は課されません（無申告加算税が課される場合の加算税割合は 5 %です。）。

e-Tax 推進協議会からのお知らせ

とても便利な**納税証明書**の**オンライン請求**をぜひご利用ください!!

オンライン請求の手順

e-Taxを
使った

納税証明書のオンライン請求に当たっては、e-Tax ホームページ (www.e-tax.nta.go.jp) の e-Tax ソフト (WEB 版) または e-Tax ソフト (SP 版) をご利用ください。代理人による請求データの送信と税務署窓口での受取も可能です。
(代理人による受取には委任状が必要となります。)

1 自宅等のパソコンやスマートフォン等で納税証明書請求データを作成

e-Tax ホームページ (www.e-tax.nta.go.jp) の e-Tax ソフト (web 版) から作成できます。メインメニューの「申告・申請・納税」内の「新規作成」から、「納税証明書の交付請求 (署名省略分)」を選択し作成してください。

なお、スマートフォンやタブレット端末をご利用の方は、e-Tax ソフト (SP 版) から作成できます。(www.e-tax.nta.go.jp/sp/index.html)

(注) e-Tax を初めてご利用になる場合は、開始届出書をオンラインで作成・提出し、利用者識別番号を取得してください。

2 オンライン請求

画面表示に従い必要事項を入力し、「送信」をクリック (タップ) してください。

(注) 請求データの送信に電子署名及び電子証明書の添付が不要です。

3 税務署窓口で本人確認

税務署窓口で本人であることが確認できる本人確認書類 (運転免許証など) 及び個人に係る請求の場合には番号確認書類 (マイナンバーカードなど) をご提示ください。

代理人による受取には、委任状及び代理人の本人確認書類 (運転免許証など) のほか、個人に係る請求の場合には本人の番号確認書類 (マイナンバーカードなど) の写しが必要です。

なお、本人確認書類の種類により、1 枚の提示で足りるものと 2 枚の提示が必要なものに分かります。

詳しくは国税庁ホームページ (www.nta.go.jp) をご確認ください。

4 納税証明書の受取

手数料を納付し、納税証明書を受け取ります。

郵送または
電子ファイルで
受け取る場合

本人の電子署名を付与し、電子証明書を添付して送信することで、次の方法により納税証明書を受け取ることができます。

(注) e-Tax ソフト (SP 版) では、ご利用になれません。

(注) 電子証明書の取得や IC カードリーダーライタの購入等の事前準備が必要です。

(注) インターネットバンキングや ATM 等からペイジーを利用して手数料 (郵送の場合は手数料 + 郵送料) を電子納付する必要があります。

① 郵送で書面受取 (別途郵送料がかかります。)

② e-Tax で電子納税証明書 (電子ファイル) をダウンロード (ダウンロードした電子ファイルは有効期限内であれば何度でもお使いいただけます。)(注) あらかじめ、提出先に電子納税証明書 (電子ファイル) の提出が可能か確認してください。



神社めぐり

第36回

山神社

鎮座地 富士吉田市新屋

一三三〇

御祭神 大山祇命、天照皇大神、
木花開耶姫命

例祭日 十月十七日

宮司 小佐野正史

境内地 二〇〇坪

氏子戸数 四五〇戸

崇敬者数 二〇〇〇人

由緒沿革

後奈良天皇天文三年（西暦一五三四年）十月十七の創建にして、明治二十三年（西暦一八九〇年）に幣殿、本殿の御造営をなし、昭和九年十月十七日本殿を再建、末社、浅間社、



大神社を合祀する。昭和四十八年に、拝殿を御造営し、現在に至る。

奥宮（五月より十一月まで参拝可能）

霊峰富士の神山「二合目」「へだの辻」（標高一七〇〇M）に鎮座。霊験灼かにして不思議に諸願が成就し、神徳顕著もって往古から知られ県内外、遠近より数多の崇敬者が参拝に訪れています。

御神石（お伺い石）

神様にお伺いを立てる（質問をする）石で、三回持上げて重さが変われば速やかに事が運ぶという不思議な石です。



こんな身体になりたい！ シェイプアップの目標づくり

人間は、はっきりとした目標を持てばそこに向かって準備をし、着実に達成へと進むものです。シェイプアップを成功させるためにはある程度の長期戦になるため、なおのこと目標設定が大切になります。

そこで、シェイプアップを成功させるための目標の立て方をまとめてみます。

●なりたい身体をイメージしよう

「生き生きと美しい身体になりたい」「健康な身体になるためにシェイプアップを始めよう」「友人に誘われたから、私もシェイプアップしてみようかな」と思ったそのとき、頭の中にはシェイプアップされた自分の美しい健康な身体がイメージされているはず。

自分がどんな身体になったら嬉しいのか、「なりたい身体」をできるだけ具体的にイメージすることから始めましょう。

●具体的な「見た目」を目標に

ギュッと引き締まったウエスト・お腹になりたいのか、下半身をしぼりたいのか、シェイプアップの目標は人それぞれ。

私たちの脳は、イメージと実際の違いを区別することが出来ないと言われています。なりたい身体のイメージがはっきりして、そのイメージを繰り返して思い描くと、脳は引き締まった体になったつもりで行動するため、食事制限や運動へのモチベーションが自然に高くなるのです。体重や体脂肪といった数字を目標にする前に、まずは見かけ上の目標を決めることが大切です。

●無理のない目標を立てる

姿かたちのイメージがはっきりと描けたら、次に具体的な数字の目標を立てましょう。この際、無理は禁物です。1か月で5kg減量、というような大きな目標を立てると目標を達成できずに途中で挫折してしまいがち。また、挫折して運動や食生活の見直しを止めてしまうと、リバウンドを起こして前よりも体重が増えてしまった、なんてことも。

成功するためには、のんびりと無理のない目標設定がポイントになります。

●体重や体脂肪を記録する

シェイプアップに取り組み始めても、すぐに効果が表れるとは限りません。また、順調に1～2か月体重が減っても、その後に停滞期があらわれて、そこで挫けてしまうことも・・・。

そこで、毎日体重や体脂肪を計り、記録することをおすすめします。これは、数字がモチベーションを高めてくれるだけでなく、仕事が忙しくて途中で中断したときなどに、体重を現状維持するための役に立つからです。維持できれば、そこからまた再開できますから、毎日の記録は長期にわたってシェイプアップを成功させる大切な武器となります。





HRH

HIGHLAND RESORT
HOTEL & SPA

HIGHLAND RESORT
WEDDING

ハイランドリゾートホテル&スパ

〒403-0017 山梨県富士吉田市新西原 5-6-1

TEL: 0555-22-1000 FAX: 0555-22-3115

<http://www.highlandresort.co.jp>

公益社団法人大月法人会 講演会・セミナーのご案内

● 第6回定時総会 特別講演会

「今後の日本の政治経済について」～地方経済の動向～

日 時：平成29年5月23日（火）15：30～17：00

会 場：ホテル鐘山苑

講 師：法政大学法学部教授・ジャーナリスト

元朝日新聞編集委員 **萩谷 順** 氏

定 員：先着200名

聴講料：無料（非会員歓迎）



● 富士吉田支部セミナー

第1部「税制改正について」

第2部「引き算の健康法」～心と身体は繋がっている～

日 時：平成29年6月1日（木）14：00～16：30

会 場：ホテル鐘山苑

講 師：第1部 大月税務署法人課税第一部門

審理上席国税調査官 **中山 淳** 氏

講 師：第2部 NPO法人 五つの健康社 理事

メディカルハーブデトックストレーナー **八木 里恵** 氏

定 員：先着150名

受講料：無料（非会員歓迎）



● 改正個人情報保護法セミナー

「個人情報保護法の改正」と取扱い5つの基本ルール

日 時：平成29年6月19日（月）14：00～16：00

会 場：大月法人会館

講 師：(株)インフォクリエマネジメント

代表取締役 **新木 啓弘** 氏

定 員：先着50名

受講料：無料（非会員歓迎）



講演会・セミナーの詳細案内は大月法人会だより「かつら川 No.166」に同封してありますのでご覧ください

お申込み・お問い合わせ先：公益社団法人大月法人会事務局

T E L 0554-45-6565 F A X 0554-45-6465